

徳島県告示第百六十九号

徳島県宅地建物取引業者名簿閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県宅地建物取引業者名簿閲覧規程の一部を改正する告示

徳島県宅地建物取引業者名簿閲覧規程（昭和四十年徳島県告示第二百八号）の一部を次のように改正する。

制定文中「宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第五条の二第二項の規定により、」を削る。

第一条中「第五条の二第二項」を「第五条第二項」に改める。

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。